



島根県報

平成26年4月18日（金）

第2,589号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	8
土砂災害警戒区域の指定の解除（4件）	（ " ）	8

【公 告】

平成26年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	10
特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（森 林 整 備 課）	11
建設業法の規定による営業の停止	（土 木 総 務 課）	12

【特定調達公告】

県立高等学校・特別支援学校教科用パソコン一式に係る賃貸借に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	13
--	-------------	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		13
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		14
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		16
政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体		16

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	16
------------------------	-----------	----

【公安告示】

風俗環境浄化協会に関する規則の規定による島根県風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更の届出	（警 察 本 部）	17
---	-----------	----

告 示**島根県告示第257号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

影山 順 出雲市大社町修理免1349番地

2 就任年月日

平成26年 3 月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

森山 孝一 出雲市大社町修理免1317番地

島根県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストア ウェルネス隠岐の島店 島根県隠岐郡隠岐の島町下西791番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社竹田組 代表取締役 竹田 二鎬 島根県隠岐郡隠岐の島町中町名田ノ一、7-3

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 島根県松江市乃白町511番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年12月10日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,286平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

54台（建物南側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

12台（建物西側）

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
48平方メートル（建物南東側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
5.76立方メートル（建物屋内東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時00分から午前0時00分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から翌午前0時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所（建物南側：2箇所、建物東側：1箇所）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分まで
- 2 届出年月日
平成26年4月9日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
隠岐の島町定住対策課（隠岐郡隠岐の島町城北町1番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
片倉工業株式会社 代表取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6-4
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	
(株)ディーシービー薬局	島根県松江市浜乃木2-4-8	三宅 龍子	平成26年1月14日退店
(有)森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株)千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58		
(株)落合	鳥取県米子市角盤町1-27-8	落合 伸介	
(株)山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	秦 恵治	
(有)メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
(株)東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
(有)ストローアンドウエイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株)パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田 保則	平成26年1月14日退店
(株)タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株)めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 正朗	
(株)川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 実	
(株)ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 儼	
(有)ファイブショップ	島根県出雲市武志町562-2	勝部 晴雄	
(株)ウチムラ	鳥取県米子市角盤町1-168	内村 正巳	
(株)永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(有)石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	
(株)やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株)冒険王	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	堀岡 洋行	
(株)ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 康雄	
(有)すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株)オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	廣内 武	
(株)ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀蔵	
(株)ポイント	茨城県水戸市泉町3-1-27	石井 稔晃	
(株)ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	横内 達治	
オルビス(株)	東京都品川区平塚2-1-14	高谷 成夫	
光洋産業(株)	東京都目黒区中央町2-7-5	和田 禎成	
(株)ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野1-26-2	森田 義恒	
(株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(株)今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
(有)おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株)フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	

(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市矢田町250-29	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2	岡本 吉史	平成26年1月14日退店
丸高衣料(株)	東京都中央区日本橋大伝馬町9-10	楡金 洋二	平成26年1月14日退店
(有) バンビ	島根県松江市堅町69番7	津田 俊男	平成26年1月14日退店
(有) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南2-20-26	平野 一貴	平成26年1月14日退店
(株) ジーフット	愛知県名古屋市中千種区今池3-4-10	松井 博史	平成26年1月14日退店
(株) アキアゴーラカイトック	岡山県岡山市北区昭和町3-12	中原 伸広	平成26年1月14日退店
(株) キング	京都府京都市下京区小路高倉町2-1	山田 幸雄	
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	羽傘 秀幸	
山本 明子	島根県松江市黒田町442-1		
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) 麦の穂	大阪府大阪市北区西天満3-13-20	今泉 智幸	平成26年1月14日退店
(株) フロイデ	島根県松江市袖師町2-50-303	鈴木 輝夫	
(株) フォルムアイ	大阪府大阪市北区天神橋1-11-1	井上 清嗣	
(株) ダブル	島根県出雲市斐川町出西2639-1	渡邊 武	平成26年1月14日退店
(有) ビスカンパニー	宮城県塩竈市本町5-23	陳 必正	
(株) 三和システム	山口県宇部市文京町2-17	宮本 秀夫	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58		
(株) 落合	鳥取県米子市角盤町1-27-8	落合 伸介	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	秦 恵治	
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 正朗	
(株) 川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 実	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 儼	
(有) ファイブショップ	島根県出雲市武志町562-2	勝部 晴雄	
(株) ウチムラ	鳥取県米子市角盤町1-168	内村 正巳	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	

(有) 石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	
(株) やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	堀岡 洋行	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 康雄	
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	廣内 武	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀蔵	
(株) ポイント	茨城県水戸市泉町3-1-27	石井 稔晃	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	横内 達治	
オルビス(株)	東京都品川区平塚2-1-14	高谷 成夫	
光洋産業(株)	東京都目黒区中央町2-7-5	和田 禎成	
(株) ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野1-26-2	森田 義恒	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市長区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	
(有) 風流堂	島根県松江市白濁本町15	内藤 守	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市矢田町250-29	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) キング	京都府京都市下京区小路高倉町2-1	山田 幸雄	
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	羽牟 秀幸	
山本 明子	島根県松江市黒田町442-1		
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) フロイデ	島根県松江市袖師町2-50-303	鈴木 輝夫	
(株) フォルムアイ	大阪府大阪市北区天神橋1-11-1	井上 清嗣	
(有) ビスカンパニー	宮城県塩竈市本町5-23	陳 必正	
(株) 三和システム	山口県宇部市文京町2-17	宮本 秀夫	
全国カナディアングループ(株)	東京都葛飾区堀切5-42-1	櫻井 一男	平成26年2月20日入店
(株) F Oインターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町2-4-1	小野 行由	平成26年3月1日入店
(株) トリニティアーツ	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル	木村 治	平成26年3月1日入店
マリエ・やしろ(株)	島根県松江市東朝日町150-26	廣戸 剣一郎	平成26年3月1日入店
(株) クロスカンパニー	岡山県岡山市幸町2-8	石川 康晴	平成26年3月1日入店
足立 豊	島根県松江市西川津町		平成26年3月1日入店
アイメディア(株)	広島県広島市東区光町1-10-19	米又 幹夫	平成26年3月1日入店
木次乳業(株)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	平成26年3月1日入店

(株) 青木商店	福島県郡山市八山田五丁目405	青木 三郎	平成26年3月1日入店
(有) 山本おたふく堂	鳥取県東伯郡琴浦町348	山本 浩一	平成26年3月1日入店
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 博丈	平成26年3月1日入店
(株) ジューシー	東京都千代田区九段北1-13-5	柚木 治	平成26年3月1日入店
(有) 井上楽器店	島根県松江市殿町341	井上 透	平成26年3月1日入店

2 届出年月日

平成26年4月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

島根県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後8時00分まで（(株)ジュンテンドー）

午前9時30分から午後9時00分まで（(株)丸久）

(変更後) 午前9時00分から午後8時00分まで（(株)ジュンテンドー）

午前9時00分から午後9時00分まで（(株)丸久）

(4) 変更の年月日

平成26年4月15日

2 届出年月日

平成26年4月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課（鹿足郡吉賀町柿木村柿木500番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第261号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

塔の村

2 土地の表示

昭和60年島根県告示第329号（以下「告示」という。）で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号と標柱11号を結んだ線、標柱11号と告示で指定した標柱4号を結んだ線及び告示で指定した標柱4号と告示で指定した標柱3号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町里方1186番 4	11号
〃 1186番 5	12号

島根県告示第262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成19年島根県告示第363号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

才谷A、瀬崎、手結C、仲田A、橋立B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成21年島根県告示第766号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項にお

いて準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
一乗寺南3、木ノ下L、塔の村A
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 (1) 解除に係る市町村の名称
川本町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
ア 急傾斜地の崩壊
川本M、川本N
イ 土石流
梅木谷、林谷川B
- (3) 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除に係る市町村の名称
美郷町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
ア 急傾斜地の崩壊
河内上、笹目B、笹目F、新道路E
イ 土石流
小笹目川A、小笹目川P、新造路川A、別府C、別府E
- (3) 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）
- 3 (1) 解除に係る市町村の名称
隠岐の島町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊

中島

(3) 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成22年島根県告示第207号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

海士町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

保々見A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び海士町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成26年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成26年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成26年 8月 7日（木）午前9時30分から午後0時20分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 大会議室（2階）

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、82円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定型郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成26年5月12日（月）から同月30日（金）まで

なお、郵送の場合は、5月30日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替又は定額小為替により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

平成26年9月12日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成26年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
大森鳥獣保護区特別保護地区	隠岐の島町都万の一部	平成26年11月1日から 平成36年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び隠岐支庁農林局に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成26年 4 月18日から同年 5 月 1 日まで

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年 4 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成26年 4 月10日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社ノムラ企画

(2) 主たる営業所の所在地

益田市須子町9-24

(3) 代表者の氏名

野村 賢二

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-25）第7498号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

タイル・れんが・ブロック工事業に関する営業のうち、公共工事又は補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの

（注1）「タイル・れんが・ブロック工事業に関する営業」とは、建設工事の発注者又は建設工事を他の者から請け負った者からタイル・れんが・ブロック工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

（注4）「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年 4 月25日から同月27日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社ノムラ企画は、防府市発注の「防府市クリーンセンター整備工事」に下請として携わったが、平成24年9月18日、同工事現場で建設中の建屋の屋上で労働者6名に作業を行わせるにあたり、高さ10.3メートルの開口部があつて墜落の危険のある場所に囲い等を設置する墜落防止措置を講じていなかったため、労働者1名が開口部から床面に墜落し死亡するという事故を発生させた。

また、当該死亡した労働者は当時17歳であり、高さが5メートル以上で墜落の危険のある場所での業務に就かせてはならないこととされている18歳に満たない者であつた。

この件について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）違反により、同社及び代表取締役が、防府簡易裁判所から、それぞれ罰金30万円の判決を受け、同社は平成25年8月27日に、同社代表取締役は同年9月6日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年4月18日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

1 物品の名称及び数量

県立高等学校・特別支援学校教科用パソコン 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年2月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

5 随意契約に係る契約金額

63,630,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

8 特例公告を行った日

平成26年1月7日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県出雲市第七支部	板垣 成二	板垣 啓治	出雲市佐田町須佐743-9

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
内田まさと後援会	内田 雅人	勝山 学也	仁多郡奥出雲町三成285-1
かじえみこ後援会	山田 健治	佐多 宗	江津市渡津町482-4
小林博昭後援会	小川 信夫	中尾 雄二	江津市敬川町1165-1

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
社会民主党島根県浜田支部	代表者	江角 敏和	横田 雪生
社会民主党島根県連合	代表者	福原 宗男	清水 勝
自由民主党旭支部	代表者	岡本 勝敏	田村 友行
自由民主党出雲支部	会計責任者	川上 幸博	板倉 明弘
自由民主党石見支部	代表者	高本 勝藏	溝辺 毅
	主たる事務所の所在地	邑智郡邑南町井原1507	邑智郡邑南町日和241-1
自由民主党川本支部	代表者	尾崎 順和	三好 政義
	会計責任者	飯田 武則	瀬尻 亨
	主たる事務所の所在地	邑智郡川本町大字三俣66	邑智郡川本町大字川本531-4
自由民主党五箇村支部	会計責任者	長谷川 哲	安部 和子
自由民主党島根県邑智郡第一支部	主たる事務所の所在地	邑智郡邑南町下田所360-3	邑智郡川本町川本345-1
自由民主党島根県ときわ会支部	主たる事務所の所在地	松江市朝日町字伊勢宮472-2	松江市朝日町字伊勢宮472-2
		J R 西日本山陰開発株式会社	山陰ステーション開発株式会社内
自由民主党多伎町支部	主たる事務所の所在地	出雲市多伎町多岐541-2	出雲市多伎町多岐884-5

自由民主党匹見町支部	代表者	斎藤 一馬	山崎 一美
	会計責任者	前田 正則	寺戸 五三雄
自由民主党弥栄支部	会計責任者	栗栖 一雄	美浦 美樹
自由民主党安来支部	代表者	遠藤 孝	原本 達治
	主たる事務所の所在地	安来市赤江町1106	安来市荒島町1836-3
日本共産党島根県委員会	代表者	後藤 勝彦	中林 隆
日本共産党島根県中部地区委員会	代表者	後藤 由美	後藤 勝彦
日本共産党島根県東部地区委員会	代表者	石飛 育久	上代 善雄
	会計責任者	石飛 育久	上代 善雄

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
池田節子後援会	代表者	久徳 陽一	細川 幸宏
	会計責任者	久徳 陽一	陰山 富士子
幸福実現党島根県本部	代表者	斎藤 敏行	池田 一郎
	会計責任者	久徳 陽一	細川 幸宏
幸福実現党松江後援会	会計責任者	久徳 陽一	細川 幸宏
しぶたにみきお後援会	代表者	中村 勝平	大島 基
島根県産業廃棄物政治連盟	会計責任者	松本 伸二	安田 幸伸
島根県浄化槽対策推進政治連盟	代表者	三加茂 公之	野津 勝男
	会計責任者	尾崎 敬	浜井 博
洲浜繁達後援会	主たる事務所の所在地	邑智郡邑南町下田所360-3	邑智郡川本町大字川本345-1
全国LPガス政治連盟島根県支部	代表者	森山 健一	後藤 佳弘
辰田直久の会	代表者	今田 辰夫	植田 忠行
野津なおつぐ後援会	主たる事務所の所在地	松江市大井町427-1	松江市学園南2-19-17
「はたお幸生」育てる会	会計責任者	角橋 幸吉	恩田 都温
ホンザキ電機労働組合島根支部政治活動委員会	代表者	野津 慎次	為石 雅之
	会計責任者	舟越 隆博	野津 慎次
堀江治之後援会	代表者	山根 彰夫	深田 幸嘉
	会計責任者	菅田 信夫	山根 彰夫
松浦まさたか後援会	主たる事務所の所在地	松江市上乃木1-2-25 (有)井谷賀造園内	松江市東朝日町29
松浦正敬を囲む会	主たる事務所の所在地	松江市上乃木1-2-25 (有)井谷賀造園内	松江市東朝日町29
山崎正幸後援会	会計責任者	森山 修	椿 修司

島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
石井みどり島根県後援会	平成25年12月31日
宇津徹男後援会	平成25年12月25日
岡先利和後援会	平成25年12月31日
門脇誠三後援会	平成26年3月31日
茅島昇後援会	平成26年3月26日
新田勝己後援会	平成26年3月1日
美浦美樹後援会	平成25年12月31日
松江市総合政策研究会	平成26年3月15日
森脇敏信後援会	平成25年12月31日
山崎晃後援会	平成25年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第16号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
青砥裕二後援会	永瀬 泰義	青砥 克磨	雲南市大東町1734

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月18日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

島根県公安委員会規則第5号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第44号**

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり島根県風俗環境浄化協会の事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月18日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

法人の名称	事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益社団法人島根県防犯連合会	島根県松江市殿町2番地	島根県松江市北堀町15番地	平成26年 4 月 1 日